

令和2年度松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月11日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
教育次長兼社会教育課長	尾野浩士
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
環境センター所長	飯田雅章
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和2年度松茂町議会第2回定例会会議録

令和2年6月11日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第1号 松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について
- 日程第4 同意第2号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第5 報告第2号 令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第3号 令和元年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について
- 専決第1号 松茂児童クラブ施設増築工事変更請負契約締結について
- 専決第2号 M13八北開拓地区下水道工事その2変更請負契約締結について
- 専決第3号 M13八北開拓地区下水道工事その3変更請負契約締結について
- 専決第4号 松茂町役場立体駐車場整備工事変更請負契約締結について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第5号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第7号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）
- 専決第8号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
- 専決第9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 専決第10号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 専決第11号 松茂町税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第35号 松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第37号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第38号 令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第2号 議員派遣の件
- 日程第17 請願第1号 徳島県に主要農産物種子条例制定を求める請願書

令和2年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月11日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和2年松茂町議会第2回定例会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和2年松茂町議会第2回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は6月11日ということで、今年、令和2年もはや半分、半年が過ぎようとしております。しかし、この前半の半年は、もう皆さんご存じのとおり、コロナ対策、コロナ感染症対策に知恵を絞り、話し合ったことばかりが頭に残っております。そういうことも含めまして、一日も早い、数か月前、半年前の社会生活、日常に戻ることを願っております。また、一日も早い治療法の確立ができることを願ってやみません。そういった内容も含めまして、今議会の中には、議題にも含まれております。そういうことも話し合いながら、また無事に最終日が迎えられますよう、皆様にご協力をお願いいたしまして、冒頭の挨拶といたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和2年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和2年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　おはようございます。開会のご挨拶に当たりまして、まず議員各位にお礼を申し上げたいと思います。去る4月24日、第2回臨時会閉会后に引き続き開催されました予算決算特別委員会におきまして、私から、コロナ関連2件の専決補正予算についてご説明を申し上げました。議員各位におかれましては、全議員のご理解とご賛同を賜り、誠にありがとうございました。専決処分により、町民生活に直結する給付金事業を迅速に進めることができました。

まずは4月24日に専決いたしました補正予算（第1号）は、町民1人に1万円を給付する町独自の松茂町新型コロナウイルス対策給付金の予算でございました。基準日であります4月24日時点で住民登録された住民を対象に、郵便により申請書を案内したところ、締切りの5月末には1万4,904人、実に人口の99.58%の皆様へ、1人1万円を給付することができました。

次に、4月30日に専決をいたしました補正予算（第2号）は、国民1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金を主とする補正予算でございました。基準日であります4月27日時点で、住民登録された住民を対象に、マイナンバーカードを活用したオンライン申請では5月11日から、郵便申請では5月18日から申請を受けたところ、昨日6月10日の時点で1万3,900人。実に人口の9割を超える皆様へ、1人10万円を給付いたしました。本町では、町独自の給付金で使用した振込口座を、国の給付金でも利用できましたことから、極めて迅速な給付ができたものと考えております。

本日までの6週間余りで、2つの給付金の大半の給付を終えたことは、専決補正による議員の一同のご理解とご賛同があつてのことと感謝をしております。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染予防を目的とした国の緊急事態宣言は、本県では、5月14日に解除された後、本町でも5月21日から、松鶴苑、総合会館、体育施設など、休館中の各施設の利用を再開いたしました。また、小・中学校でも、事前に分散登校日を設けた上、同じく5月21日から本格的に再開をしたところであります。

詳細につきましては本日、本議会に引き続き再開予定の全員協議会におきましてご説明をさせていただきます。

しかしながら、今も、全国的には、首都圏や北九州において感染が続いており、かつての生活に戻ることは困難な状況です。ワクチンや特効薬が開発されるまでの間は、国民の誰もが3密防止を取り入れ、新しい生活様式を実践することにより、感染防止と経済活動を両立せねばなりません。議員各位におかれましても、本定例会でのご議論を通じて、住民生活の安全、安心と地域経済の振興に、格段のお力を添えることを切にお願いいたします。私のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例

出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたしておきます。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番森谷靖議員、及び8番藤枝善則議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月11日から6月24日までの14日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、会期は6月11日から6月24日までの14日間に決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 日程第3、同意第1号「松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」及び日程第4、同意第2号「松茂町農業委員会の委員の任命について」の同意2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和2年第2回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることにつきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項、ただし書の規定及び同法施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第2号、松茂町農業委員会の委員の任命につきましては、現農業委員が、令和2年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律、第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、担当職員の詳細説明をしていただくんですが、先ほど申したように、少し小休いただいて、感染防止のための消毒をさせていただきます。

午前10時09分小休

午前10時10分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き再開します。谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、私から、同意第1号及び同意第2号につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

同意第1号、松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についてでございます。農業委員会委員の任命は、農業委員会等に関する法律第8条の定めにより、町長が議会の同意を得ること、任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めなければならないとされております。ただし、区域内における認定農業者が少ない場合、その他農林水産省令で定める場合は、認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることができると規定されております。この場合においては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定により、議会の同意を得ることとされております。

このたびの農業委員会委員については、委員12名中、認定農業者は4名であり、これに、認定農業者に準ずる者3名を加え、これをもって過半数とするものであります。

続きまして、同意第2号の説明を申し上げます。

議案書は2ページをお願いいたします。

同意第2号、松茂町農業委員会の委員の任命について。現任の農業委員が、令和2年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員として12名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。また、農業委員の任期は、令和2年7月20日からの3年間でございます。

なお、この12名につきましては、公募を行い、地域等の推薦のあった方でございます。法第8条第6項及び第7項の規定にある利害関係者を有しない者が含まれること、年齢・性別等に激しい隔たりが生じないことについても規定を満たしております。

それでは、同意をお願いいたします農業委員の氏名を申し上げます。松茂町長岸196

番地、古川浩二、昭和31年11月15日生まれ。松茂町中喜来字中組20番地、岩田好史、昭和41年4月21日生まれ。松茂町中喜来字東組1番地、津川敏勝、昭和31年10月23日生まれ。松茂町中喜来字稲本35番地、内海泰幸、昭和44年7月26日生まれ。松茂町笹木野字八北開拓328番地2、鎌田寛司、昭和33年8月14日生まれ。松茂町笹木野字山上58番地、井上泰志、昭和44年8月6日生まれ。松茂町満穂字満穂開拓41番地、稲垣博、昭和29年10月8日生まれ。松茂町豊岡字芦田鶴61番地、土佐誠治、昭和45年10月28日生まれ。松茂町豊岡字小金洲4番地1、武内康文、昭和22年3月31日生まれ。松茂町広島字宮ノ後11番地2、吉田彰子、昭和27年9月20日生まれ。松茂町豊岡字山ノ手6番地1、長谷川あけみ、昭和31年7月27日生まれ。徳島市川内町中島280番地の1、隔山普宣、昭和31年1月19日生まれ。各氏の経歴につきましては、参考資料1ページから6ページに添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上、同意1号及び同意2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 担当職員の説明は終わりました。

これから、同意第1号及び同意第2号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤道昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長【佐藤道昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

同意第1号「松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」及び同意第2号「松茂町農業委員会の委員の任命について」の2件について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、同意第1号「松茂町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について」及び同意第2号「松茂町農業委員会の委員の任命について」の2件については原案のとおり可決いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 日程第5、報告第2号「令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」及び日程第6、報告第3号、「令和元年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号、令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和元年度事業のうち、事業の執行状況により、立体駐車場整備事業において2億309万1,000円、新交流拠点施設整備事業において8億3,980万円、プレミアム付き商品券事業において412万1,556円、都市計画マスタープラン見直し事業において632万5,000円、合併処理浄化槽整備事業において137万8,000円、木造住宅耐震化促進事業において88万円、校内通信ネットワーク整備事業において、小・中学校合わせて4,909万3,000円を令和2年度に繰り越して、事業を実施するものであります。

次に、報告第3号、令和元年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

令和元年度事業のうち、事業の執行状況により、新型コロナウイルス感染症防止対策事業において、15万4,000円を令和2年度に繰り越して事業を実施するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第2号、第3号の順番で求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼いたします。私からは、報告第2号のうち、総務課で所管いたします事業についてご報告させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

報告第2号、令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につい

て、別紙のとおり報告するというものでございます。

議案書5ページ、恐れ入りますが向きが変わります。表をご覧ください。

令和元年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款5総務費、項1総務管理費におきまして、総務課所管2事業を令和2年度へ繰り越しました。

まず、1番上の1行目、立体駐車場整備事業ですが、繰越額は2億309万1,000円、繰り越した財源の内訳は、地方債が2億円、一般財源が309万1,000円となっております。立体駐車場整備事業は、令和2年3月末の竣工を目指し、工事を進めてまいりましたが、基礎工事におきまして、地中障害となりました構造物の除去と、軟弱地盤を補強するための矢板工事などを追加施工したため、全体工程を1か月ほど延長する必要が生じました。そのため、去る第1回定例会におきまして、明許繰越をお願いしたところでございます。

なお、立体駐車場建物部分の工事は3月末に竣工し、4月から使用を開始いたしました。残る南側平面駐車場部分の工事は、新年度4月末に竣工し、5月当初から使用を開始しております。

次に、1行飛ばしまして3行目、プレミアム付き商品券事業の繰越額は412万1,556円で、繰り越した財源の内訳は、既収入特定財源において、国費が381万6,000円、一般財源が30万5,556円となっております。プレミアム付き商品券は、昨年10月の消費税率の改定に合わせて、所得が少ない個人と、ゼロ歳から2歳までの乳幼児がいる子育て世帯を対象に、消費税引上げ直後に生じる負担増を軽減するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、25%のプレミアム付き商品券を発行したものです。使用済み商品券を現金へと換金する最終の清算事務が4月に行われることになりましたことから、これも第1回定例会におきまして、明許繰越をお願いしたところでございます。

なお、これら2事業に関連いたします事項別明細書について、6ページに歳入を、7ページに歳出をお示ししてございますので、併せてご覧ください。

以上、繰越明許費繰越計算のうち、総務課が所管いたします2つの事業について、ご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 入口チャレンジ課長。

○チャレンジ課長【入口直幸君】 それでは、報告第2号のうち、チャレンジ課で所管

いたしております、繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書の5ページをご覧ください。

款5総務費、項1総務管理費で、上から2行目、新交流拠点施設整備事業におきまして、8億3,980万円を令和2年度へ繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、地方債はともに同額の3億4,500万円、一般財源が1億4,980万円でございます。この事業は、新交流拠点施設に係る建設工事及び施工監理業務に要する事業費で、国の令和元年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、実施するものでございます。同交付金の交付決定日が令和2年3月30日であったことから、全額を令和2年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

なお、6ページに歳入を、7ページに歳出の事項別明細書を記載しておりますので、併せてご覧ください。

以上、チャレンジ課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉崎建設課長。

○建設課長【吉崎英雄君】 それでは、報告第2号のうち、建設課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書の5ページをご覧ください。

款30土木費、項15都市計画費の都市計画マスタープラン見直し事業におきまして、632万5,000円を令和2年度に繰り越しいたしました。繰り越しいたしました財源の内訳は、全て一般財源でございます。

この事業は、前の計画策定から10年を経過するため、見直しを行っているものでございますが、徳島県東部都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性が必須であるため、県が行っている都市計画基礎調査分析業務の完了を待って、計画に反映をさせる必要があり、年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

続きまして、款30土木費、項20住宅費の木造住宅耐震化促進事業におきまして、88万円を令和2年度に繰り越しいたしました。繰り越しいたしました財源の内訳は、国・県支出金が66万円、一般財源が22万円でございます。この事業は、木造住宅の耐震診断や耐震改修などを行った個人に対して補助をいたしております。このうち、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業1件分について、繰り越しをするものでございます。

なお、6ページに歳入、7ページと8ページに歳出の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士上下水道課長。

○上下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から、報告第2号のうち、上下水道課所管事業の繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の5ページをご覧ください。

款30土木費、項15都市計画費、事業名、合併処理浄化槽整備事業におきまして137万8,000円を令和2年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、既収入特定財源46万円、一般財源91万8,000円でございます。

この事業は、平成28年度から令和2年度までの循環型社会形成推進交付金事業計画に基づきまして、補助対象地域において、10人槽以下の合併処理浄化槽の設置をされた方に対しまして、補助金を交付するものでございます。この事業費は、令和元年度におきまして、計画より実績が下回ったため、その差額に相当する交付金分、対象事業費137万8,000円を、令和2年度へ未契約繰越をいたしましたものでございます。

なお6ページに歳入、7ページに歳出の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上、上下水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 河野学校教育課長。

○学校教育課長【河野歩美君】 それでは、私から、報告第2号のうち、学校教育課所管事業の繰越明許費につきまして、ご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の5ページをご覧ください。

まず、款40教育費、項5小学校費の事業名、校内通信ネットワーク整備事業におきまして、3,119万6,000円を令和2年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国費1,324万円、地方債1,300万円、一般財源495万6,000円でございます。

次に、同じく項10中学校費の事業名、校内通信ネットワーク整備事業におきまして1,789万7,000円を令和2年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国費800万円、地方債800万円、一般財源189万7,000円でございます。これらの事業は、子ども1人に1台の端末をという国のGIGAスクール構想実現に伴う

事業で、端末を支障なく稼働させるための高速大容量の通信ネットワーク環境整備と、端末の収納と電源管理に使用する電源キャビネット整備を行うものですが、国の令和元年度補正予算が可決されたことを受け、松茂町でも3月に補正予算を計上し、そのまま繰り越しさせていただいたものでございます。

なお、6ページに歳入、8ページに歳出の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上、学校教育課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田福祉課長。

○福祉課長【藤田弘美君】 それでは、私から、報告第3号について説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開き願います。

報告第3号、令和元年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

次の10ページをご覧ください。繰越計算書でございます。

款10民生費、項5児童福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染症防止対策事業でございます。契約済みのマスク1万枚の購入費15万4,000円を令和2年度へ繰り越しました。財源の内訳は、15万円が国庫補助金、4,000円が一般財源でございます。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、子ども子育て支援交付金の補助を受け、放課後児童クラブ等へのマスク購入契約を締結いたしましたが、全国的なマスク需要増加による供給不足のため、年度内の執行が困難となったことにより、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、6月末頃の事業完了を予定しております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 これで、報告第2号及び第3号の報告は終わりました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第7、報告第4号、専決第1号「松茂児童クラブ施設増築工事変更請負契約締結について」から、専決第4号「松茂町役場立体駐車場整備工事変更請負契約締結について」までの報告4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは続きまして、提案理由を申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

専決第1号、松茂児童クラブ施設増築工事変更請負契約締結につきましては、令和元年9月9日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和2年3月27日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、工事施工場所において、地中障害物が確認されたことによる撤去処分費の追加等に伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第2号、M13八北開拓地区下水道工事その2変更請負契約締結については、令和元年6月18日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和2年3月24日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、舗装面積など、出来高数量による契約金額の増額であります。

次に、専決第3号、M13八北開拓地区下水道工事その3変更請負契約締結につきましては、令和元年6月18日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和2年3月24日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、地権者との協議でます設置位置の確定に伴い、施工延長が短くなったことによる契約金額の減額であります。

次に、専決第4号、松茂町役場立体駐車場整備工事変更請負契約締結につきましては、令和元年6月10日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和2年4月30日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、杭施工の際、地下埋設物の出現により、それを取り除き、処分したことによる契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、専決第1号、第2号、第3号、第4号の順番で求めます。

藤田福祉課長。

○福祉課長【藤田弘美君】 それでは、私から、報告第4号のうち、福祉課所管の専決第1号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書12ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条

第2項の規定により、これを報告するというものでございます。

右側、13ページをご覧ください。

専決第1号、松茂児童クラブ施設増築工事変更請負契約締結について。

松茂児童クラブ施設増築工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂児童クラブ施設増築工事。契約の金額、変更前6,771万6,000円、変更後7,249万6,600円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字老番越6番地6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事につきましては、令和元年9月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。工事の内容といたしましては、中央児童館の施設老朽化による廃止及び利用児童増加への対応として、定員80名の受入れが可能な延べ床面積235.01㎡の松茂児童クラブ施設を増築し、令和2年3月27日に竣工いたしております。変更の主な内容としましては、工事施工場所において、地中障害物が確認されたことによる撤去処分費の追加によるもの、浄化槽基礎ベースを設置する際、地中水が確認されたため、矢板の設置を追加したことなどによる契約金額の増額でございます。

以上、専決第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士上下水道課長。

○上下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から、報告第4号のうち、専決第2号、専決第3号につきまして、ご報告をさせていただきます。

議案書の14ページをお開きください。

専決第2号、M13八北開拓地区下水道工事その2変更請負契約締結について。

M13八北開拓地区下水道工事その2変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、M13八北開拓地区下水道工事その2。契約の金額、変更前7,546万円、変更後7,578万6,700円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地、徳建産業有限会社、代表取締役、宮崎英治というものでございます。

この工事につきましては、令和元年6月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の内容としましては、直径200mmの下水道管を、開削工法にて378.2m布設し、令和2年3月24日に竣工いたしております。

32万6,700円の増となった変更の主な内容としましては、夜間工事の際、住民の方が安全に通行できるよう、警察との協議を行い、交通誘導員の配置を増やしたことによるもの。また、舗装面積など、出来高数量による増額でございます。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

専決第3号、M13八北開拓地区下水道工事その3変更請負契約締結について。

M13八北開拓地区下水道工事その3変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、M13八北開拓地区下水道工事その3。契約の金額、変更前6,446万円、変更後6,431万8,100円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壺番越6番地6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事につきましても、令和元年6月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行をいたしました。

工事の内容としましては、直径200mmの下水道管を、推進工法により56.8m、開削工事にて271m布設し、令和2年3月24日に竣工いたしております。

14万1,900円の減となった変更の主な内容としましては、宅内ます設置位置が、地権者との協議で確定し、管路の延長が約24m短くなったことによるものなど、出来高数量による減額でございます。

以上、専決第2号並びに専決第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 引き続き、報告第4号のうち、総務課が所管いたします専決第4号についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

専決第4号、松茂町役場立体駐車場整備工事変更請負契約について。

松茂町役場立体駐車場整備工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂町役場立体駐車場整備工事。契約の金額、変更前2億7,324万円、変更後2億9,041万1,000円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町長原136番地、兼子建設株式会社、代表取締役、吉崎高市というものでございます。

この工事につきましては、令和元年6月10日の第2回定例会におきまして、契約議決

をいただき、執行し、去る令和2年4月30日に竣工いたし、計112台の駐車場の利用を開始しております。

今回の変更契約について、主な変更点といたしましては、基礎工事におきまして、建設予定地に、かつてありました建物の基礎構造物が見つかったことから、その撤去工事を追加するとともに、それに伴い、湧出した地下水をとめる矢板工事、水替工などを追加いたしました。その一方で、外構工事、電気工事におきまして、浄化槽ブロー庫の新設を見直すことなどにより、工事費の節減にも努めました。結果として、1,717万1,000円の増額となりますことから、変更をいたしたものでございます。

以上、専決第4号の報告の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これで、報告第4号の報告が終わりました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第15、議案第38号「令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで」の承認1件と議案7件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますのでこれを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、引き続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第5号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。改正の主な内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等、法律の改正に併せて見直したものであります。

次に、専決第6号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び同法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の内容につきましては、課税限度額並びに軽減判定所得について改正をしたものであります。

次に、専決第7号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,680万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を70億6,428万7,000円とするものであります。この補正予算は、令和元年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて、公共施設更新等準備基金に1億6,052万4,000円を積み立てたものであります。

次に、専決第8号、令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ2,342万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億7,692万2,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金1,472万8,000円、町債870万を減額補正し、歳出につきましては、令和元年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正したものであります。

次に、専決第9号、令和2年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,380万円を追加し、補正後の予算の総額を74億3,380万円とするものであります。この補正予算は、第2回臨時会終了後の予算決算特別委員会でご説明をいたしましたとおり、本町が独自に実施いたしました町民1人当たり1万円を支給する松茂町新型コロナウイルス対策給付金事業の予算であります。

次に、専決第10号、令和2年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億4,900万円を追加し、補正後の予算の総額を89億8,280万円とするものであります。この補正予算につきましても、第2回臨時会終了後の予算決算特別委員会でご説明をいたしましたとおり、国が実施いたします町民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算であります。

次に、専決第11号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるためのものであります。

続きまして、議案第32号、松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するた

め、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第33号、松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、町が行う事務に当該傷病手当金の支給に関する事務を追加するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第34号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、昨年10月に実施されました消費税率の引上げによる増収分を財源として、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号、松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年3月に地区計画を定めました中喜来宮前地区計画の区域の適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築基準法の規定に基づき、地区計画区域内の用途などに関する制限を定めるものであります。

次に、議案第36号、令和2年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,421万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を90億9,701万8,000円とするものであります。この補正予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るものであります。

次に、議案第37号、令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ114万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を16億576万2,000円とするものであります。歳入といたしまして、県補助金30万円、繰越金84万3,000円を増額補正し、歳出といたしまして、傷病手当金30万円、国保税還付金等84万3,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第38号、令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ10億8,608万3,000円とするものであります。低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が拡充されることにより、介護保険料収入を519万円減額補正し、その減額分について、国・県の負担分と合わせて、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。なおご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案7件につきましては、6月15日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第16、発議第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る6月4日の議会運営委員会において、議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出していただいたものであります。議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和2年6月から令和3年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

藤枝議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第17、請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員の立井武雄議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

立井議員。

○11番【立井武雄君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願の方をお願いしたいと思います。

請願書の朗読により説明にかえさせていただきます。

請願第1号、徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願であります。

受付は、令和2年5月12日。

紹介議員、私、立井武雄、村田茂でございます。

請願第1号。請願者名は、徳島県徳島市南沖洲4-1-14、私たちの食と農は安全

か？ 種子を守る会徳島、共同代表、柴田憲徳でございます。

件名は、徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書でございます。

請願要旨は、主要農作物種子法、以下種子法は、戦後の食糧難を乗り切るべく、稲、麦、大豆の主要作物について、優良な種子の生産と普及を都道府県に義務づけ、食料を確保する目的で、1952年に制定されました。制定された種子法に基づき、国が予算措置を行い、都道府県は、それぞれの気候風土に合った多様性に富んだ優良な種子の開発や安定供給に努め、日本の食糧を支えてきました。しかし、2017年11月、突如、政府は種子法の廃止を宣言し、十分な議論もないまま、2018年3月をもって、種子法は廃止されてしまいました。

一方、2017年8月に施行された農業競争力強化支援法では、公的な資金を用いて、都道府県が開発した品種や育種技術といった知見を、民間企業に積極的に提供するように求めており、開発された新品種に特許がかけられれば、種子価格が高騰する可能性があり、また、知見が海外に流出し、外資系の民間企業が市場を席卷する危険性もあります。種子法廃止後、徳島県は新たな要綱を制定し、「要綱で大丈夫」と述べ、条例化を進めていません。公的な種子生産という重要な役割を維持するためには、条例制定を実現して、主要作物の公的な種子生産を守る必要があります。

昨今の異常気象による大規模な風水害、コロナウイルスによる世界的な被害と混乱の中で、食料の確保という人類にとって欠くことのできない農業の重要性が根底から問われています。今こそ農業を守り、食を守り、生命を守るために、種子条例を制定すべきです。種子条例制定は、全国で15道県が制定、施行、8県が来年までに制定を予定しています。全国の半数以上の道県が条例制定していく中、徳島県も早急に条例制定を実現すべきです。

請願事項は、1、主要農作物種子法の下で行われていた種子の生産を県が責任を持って行い、多様性に富んだ優良な種子の安定供給を図り、もって、主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与する条例を制定してください。

2、主要農作物等の種子の生産は、公的な財政措置に基づき継続されるよう、条例に明記してください。

3、公的な種子生産の在続と、優良で安全な種子の確保のために、原種・原々種の生産と保存、ほ場指定、ほ場審査、生産物審査、種子計画の策定を県が責任を持って行う条例を制定してください。

4、気候変動をはじめ、災害の多発の中で、種子の多様性こそが環境の激変を乗り越え

る鍵となり、多様性に富んだ種子の保存が不可決となりつつあり、県は、阿波の伝統作物及び将来に向けて、種子生産を継続する必要がある在来品種について、種子の安定確保のための採種技術の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行う条例を制定してください。

5、県は食の安全安心条例において、県民の健康と安心して暮らせる生活を県民に提供すべく、努力されてきました。農作物やその起源となる種子に関して、遺伝子組み換え作物が混入、交雑することのないよう、項目が入っております。遺伝子組換えやゲノム編集という遺伝子操作は未知の分野で、その安全性も確立されていないこともあり、安全、安心が確立されていない技術を用いて、種子や農作物の生産を行わないことを条例に含めてくださいというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきまして、この請願が通りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の説明といたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいまの請願第1号については、委員会付託を行わず、6月24日再開予定の本会議で審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会付託を行わず、6月24日再開予定の本会議で審議することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月12日から6月14日の3日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月12日から6月14日の3日間は休会と決定いたしました。

次回は、6月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時02分散会